

石狩北部地区消防事務組合監査第5号

令和3年度監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩北部地区消防事務組合管理者から令和3年度監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和3年9月15日

石狩北部地区消防事務組合  
監査委員 白井 応 隆

石狩北部地区消防事務組合  
監査委員 高橋 孝 志

通知内容の写しは、石狩北部地区消防事務組合総務課に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監査区分	監査対象部局	指摘事項	措置内容
令和3年度 定期監査	消防本部 警防課 (警防担当、指令 担当)	物品賃借において、見積 書が保管されていなかっ た。	今後は、石狩北部地区消防事 務組合財務規則第125条第2項 に基づき、適正な手順で行うこ とを課内で再確認した。
令和3年度 定期監査	当別消防署 警防課	小額執行決議書に起案年 月日以外の部分が印字され ていた。	今後は、執行決議書を作成する にあたって、課内におけるチェッ クを徹底し、担当職員に石狩北部 地区消防事務組合入札及び契約の 執行決議書等に係る事務取扱要綱 及び石狩北部地区消防事務組 合契約事務マニュアルに基づ き、適正な事務手続をするよう 指導した。
令和3年度 定期監査	新篠津消防署	業務委託において、単価 契約執行決議書内の品名、 規格欄に記載されている契 約名と添付されている契約 書名が違っていた。	今後は、各種執行決議書を作 成するにあたっては、関係書類 に齟齬がないよう署内におけ るチェックを徹底し、適正な書 類作成を行うことを署内にお いて再確認した。
令和3年度 定期監査	新篠津消防署	物品賃借において、小額 執行決議書の件名と添付さ れている契約書名が違っ ていた。	今後は、各種執行決議書を作 成するにあたっては、関係書類 に齟齬がないよう署内におけ るチェックを徹底し、適正な書 類作成を行うことを署内にお いて再確認した。
令和3年度 定期監査	石狩消防署 警防課 (警防担当、車両 装備担当)	車両修繕において、見積 書の提出依頼がされていな かった。	今後は、石狩北部地区消防事 務組合入札及び契約の執行決 議等に係る事務取扱要綱第2 条第3項第1号に基づき、適正 な手順で行うことを課内で再 確認した。